

セグメントシール貼付け作業に使用されている主な化学物質

チェック欄	成分名 (別名)	CAS RN	有機則の適用	特化則の適用	リスクアセスメント対象物質	発がん性物質	皮膚等障害化学物質	GHS標章
<input type="checkbox"/>	トルエン (メチルベンゼン)	108-88-3	第2種		○		○	
<input type="checkbox"/>	n-ヘキサン	110-54-3	第2種		○		○	

シールド工事 セグメントシール貼付け有機溶剤取扱作業 リスク管理マニュアル (2025年3月版)

本マニュアルは、厚生労働省令和6年5月8日技術上の指針公示第26号「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針」2-2-1-(4)に記載されている「建設作業等、毎回異なる環境で作業を行う場合については、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において労働者がばく露される物質の濃度を測定し、その測定結果に基づく有効な呼吸用保護具の使用等を行うことを定めたマニュアル」です。

本マニュアルにより、

1. 作業ごとに労働者がばく露される物質の濃度を測定することなくその作業におけるリスクアセスメントを実施できること
2. 定められた措置を適切に実施することで、その作業において、リスク低減措置を実施することができること

となります。

本マニュアルの作成に当たっては、建設労務安全研究会の協力を得て、建設業における代表的な化学物質取扱作業を特定の上、建設業労働災害防止協会が、労働安全衛生総合研究所等の協力により、現場でのばく露測定調査を実施し、これらの作業におけるばく露実態を踏まえた労働安全衛生規則第577条の2第1項に定める有効な呼吸用保護具の使用を示しました。

なお、有機溶剤中毒予防規則の対象となる物質が含まれる溶剤を使用する場合は、同規則に従って、有効な保護具を使用しなければなりません。



シールド工事 セグメントシール貼付け有機溶剤取扱い作業（2025年3月版）

作業	セグメントシール貼付け作業		取扱い会社名		元請会社名	
製品名		メーカー	作業内容			
作業所名						
化学物質管理者		選任日	保護具着用管理責任者	選任日		
化学物質名	裏表紙のチェック欄にチェックする。		保護具の留意点	【防毒マスクの吸収缶】 ・吸収缶は、破過曲線図等で使用限度時間を決定する。開封後数日使用する場合も最大で5日間までとする。（メタノールを含む製品を使用した場合は、再利用してはならない。） ・使用後は取扱説明書に従い密閉容器に入れ、冷暗所で保管する。 【防護手袋】 ・使用する手袋は、化学防護手袋とする。必要に応じ、保護具メーカーに耐透過性クラスを確認する。		
発がん物質の有無						
危険性	 ○引火性の高い液体	【リスク低減対策】	(1)換気	(2)マスク	(3)防護手袋を使用しての作業	
有害性	○軽い皮膚刺激 ○眼に対する損傷性・眼刺激性 ○生殖毒性 ○特定標的臓器毒性（単回ばく露）（中枢神経系）、（反復ばく露）（中枢神経系、腎臓）		  			
緊急時の対応	○ばく露した場合、医師に連絡する。 ○皮膚に付着した場合は、直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、多量の水と石鹸で洗う。直ちに医師に連絡する。 ○眼に入った場合、水で数分間洗う。コンタクトレンズ着用の場合は、外して洗浄、医師の手当を受ける。 ○飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡し、応急処置及び必要とされる特別な処置の指示を受ける。		その他注意事項	ろ過式呼吸用保護具は、屋外又は換気の良い区域のみで使用する。酸素欠乏危険場所（密閉空間、地下室等）での作業においては、自給式呼吸器を使用する。		

作業内容		作業内容・製品に応じた呼吸用保護具	作業内容	防護手袋	保護めがね	保護衣	保護靴	記録欄	
①	セグメントシールの貼付（刷毛の洗浄を含む。）	防毒マスク（有機ガス用）を使用する。（臭いがしたら、安全な場所（換気の良い場所）へ行き、吸収缶を即交換する。）	①	ニトリルゴム製の手袋を使用する。（塗料や溶剤が付着した場合にはすぐに取り換える。）	ゴーグル形又は側板（サイドシールド）付き保護めがねを使用する。	皮膚が露出しない服を使用する。（夏季においては、熱中症対策が必要。）	安全靴を使用する。（床の状況によっては、長靴を使用する。）	異常の記録（保護具忘れ、こぼした、眼に入ったなど）応急処置の記録等	
保護具着用管理責任者（前日までに記入）	①を記載	選択したマスクを記載	選択した手袋を記載		選択したものを記入			各作業員全員確認サイン	
従事する作業内容（当日記入）	①を記載	実際に使用したものを記載	実際に使用したものを記載		実際に使用したものを記載			元請確認	

* ㊦有機溶剤中毒予防規則の適用物質、㊧皮膚等障害化学物質(労働安全衛生規則第594条の2（令和6年4月1日施行）及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リストに記載されている物質